

# 東京都戦災復興区画整理事業地区における街区設計の思想に関する研究

## 区画整理設計標準の比較を通して

A STUDY ON DESIGN CONCEPT OF BLOCK PLANNING OF LAND READJUSTMENT FOR  
WAR-DAMAGE RECONSTRUCTION IN TOKYO  
A comparison with design standards of land readjustment

中島 伸\*  
Shin NAKAJIMA

Firstly, this study considered the characteristic about design standards of land readjustment for war-damage reconstruction through comparison with the prewar design standard. Secondly, it analyzed the thought of the block planning from a design standard plan devised originally in Tokyo.

As a result, on one side of "the 1933 standard" that standardization was planned as land readjustment technology, "the national standard" showed operation method and performed deregulation backed by making use of regional speciality. In Tokyo, it advocated evasion of uniform city space from commercial serious consideration, the negation of the grid pattern, and the city beauty.

**Keywords :** War-damage Reconstruction, Land Readjustment Project, Design Standards, Block Planning,

戦災復興事業, 土地区画整理事業, 設計標準, 街区設計,

### 1. はじめに

#### 1-1. 研究の背景と目的

1946(昭和21)年9月11日公布された特別都市計画法の下で実施された戦災復興事業は、戦後の一時期に全国実施された一大既成市街地再整備事業で、対象となった都市は都府県庁所在都市31都市を含む、112都市に及ぶ。本事業は、事業実施の過程において計画規模の縮小や理想と現実のギャップからくる破綻といった反省点があるものの、多くの事業実施都市が近世型から近代型の都市基盤へ改造され、戦後の高度経済成長の都市基盤を築き、駅前空間や、都心部を含む重要な拠点整備が行われ、一応の成果を上げてきた。

事業は主に土地区画整理事業によって行われ、その事業面積は、約32400ha<sup>註1)</sup>に及び、単一事業による都市基盤整備ではわが国において屈指の事業と言える。しかし、戦災復興区画整理事業によって造成された都市空間に対するこれまでの言説として、一見すると空間形態が「画一的」で、地方色は薄まったとの見方<sup>註2)</sup>があり、こうした認識からこれまで事業実施地区に対して、空間側から見た構造的な把握はあまり試みられてきていない。人口減少時代に突入し、都市規模はこれまでの拡大傾向から縮小を余儀なくされ、新規開発から再開発へと向かい、既存都市基盤の再評価、再活用は今後さらに重要な視点となってくるであろう。そして、こうした戦災復興事業地区の現代的意義について考察することは、今後の持続的な都市の在り方について検討する上でも有意義であると考えられる。

112都市もの広範な事業実施を行う上で、設計標準といったガイドラインの果たした役割は大きいと考えられるが、戦災復興区画整

理設計標準に関して、これまでに詳細に検証を試みたものはない。そこで本研究は、戦災復興事業実施地区における空間構造の分析を行うための基礎的知見として、戦災復興区画整理設計標準を取り上げ、戦前の設計標準との比較から、その特徴を考察し、東京都において独自に考案されていた設計標準案から街区設計の思想を明らかにすることを目的とする。本研究での街区設計の思想とは、街区規模や面地など街区自体の設計に対する思想を意味し、東京都を事例として、当時この設計思想より構想されていた空間構成や地域特性について考察したい。

#### 1-2. 研究の方法

本研究は、まず、戦前1933(昭和8)年7月20日内務次官通牒「都市計画調査資料及計画標準ニ関スル件」内、『土地区画整理設計標準』(以下、『1933年標準』と呼ぶ)と1946(昭和21)年7月4日戦災復興院通牒『戦災復興土地区画整理設計標準』(以下、『全国戦災標準』)を比較し、全国一律の基準であった戦災復興区画整理事業の設計標準における街区設計の特徴を考察する。

次に、東京都を事例に取り上げ、個別都市による独自の設計思想として、街区設計の現場に関わっていた設計技師南保賀の著作物から東京都独自の設計標準に準ずる記述について整理し、東京都の戦災復興区画整理が画一的な空間形態になってしまうことを回避しようとした設計思想について考察を加える。

土地区画整理事業には基本設計とも言える街区設計と、実施設計とも言える換地設計と二段階の設計段階があるが、本研究では、空

\* 東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻 環境科学修士

Dept. of Urban Engineering, Faculty of Engineering, Univ. of Tokyo, M. Env.

間形態により大きな影響を与えることより街区設計<sup>註3)</sup>について注目し、分析を進める。また、これまでの戦災復興における既往研究との関連を踏まえて、土地区画整理事業の街区設計に関連する記述のある街路計画標準等にも着目しながら、区画整理設計標準の分析を行う。

### 1-3. 既往研究のレビュー

これまでに区画整理の設計標準に関する研究として、戦前の制度創設期に関して、鶴田ら<sup>1)</sup>による一連の成果や、池添ら<sup>2)</sup>による福岡県の組合施行を事例としたものがあり、また、埜<sup>3)</sup>によって、戦前標準と1977年標準について比較検討されているが、戦災復興の区画整理設計標準に詳細な考察を加えたものは未だない。また、これまでに東京都を事例として戦災復興に関する研究は、石田<sup>4)</sup>、越沢<sup>5)</sup>が事業の全体像を、波多野<sup>6)</sup>が戦災復興で唯一の組合施行について、石丸<sup>7)</sup>は当初計画の内容について明らかにしている。西成<sup>8)</sup>は、本研究に隣接した研究として、広場状空地が生まれる背景並びに設計意図は明らかにされているが、区画整理全般における街区設計そのものの設計思想を明らかにするまでに至ってはいない。

戦災復興の他の設計標準や設計思想に関するものでは、杉田<sup>9)</sup>、天野<sup>10)</sup>、山口<sup>11)</sup>、によるものがあるが、いずれも、「道路」「公園・緑地」といった都市施設に関するもので、基盤となる区画整理の街区設計に関する記述は見られない。

## 2. 東京都戦災復興区画整理事業と設計標準の概要

1945(昭和20)年12月30日の戦災地復興計画基本方針の閣議決定を受けて、東京都では、翌年4月25日に約2万haの都市計画土地区画整理を決定告示する。その年10月1日第1次事業地区告示(第1~11地区、570ha)によって、事業実施に入った。途中、1949(昭和24)年3月7日のいわゆるドッジラインによる経済安定政策で計画の再検討が行われ、大幅に縮小され、最終的には、事業計画区域約1650ha(500万坪)を1953(昭和28)年12月23日に告示し、29の都施行地区、8の組合施行地区が事業認可<sup>註4)</sup>された。

戦災復興院から通牒された設計標準は、1946(昭和21)年7月4日、戦災復興院次長から戦災復興区画整理の『全国戦災標準』の通牒を皮切りに、同年9月27日に戦災復興院次長通牒で、『緑地計画標準』が出され、翌月21日には街路計画標準や駅前広場設計標準を含む土地利用計画に関する通牒『戦災都市における土地利用計画の設定について』が戦災復興院計画局長、建築局長から出され、これによって戦災復興事業における基本的設計標準はほぼ出揃った。この時期より前、早期に戦災復興区画整理に着手した都市は、旧都市計画法第13条第1項但書の規定に基き、内閣総理大臣から施行命令を受けたものもあり、これらは『1933年標準』に拠ったが、1946(昭和21)年7月4日に『全国戦災標準』が通牒されてからは、各都市ともこれに依拠して設計されるようになった<sup>註5)</sup>。

### 3. 全国戦災復興区画整理設計標準

『全国戦災標準』はどのような特徴を持った標準であったのか、戦前に区画整理において内務省が初めて明文規定した<sup>註6)</sup>『1933年標準』とその記述内容について、各設計標準の構成を保持した形で、表2、3に整理し、これを比較する<sup>註7)</sup>。

まず、『1933年標準』は《第1地区》において、「標準地区」を

表1 東京都戦災復興区画整理事業地区<sup>註8)</sup>

地区	位置	事業認可	事業形式
第1地区	港区麻布十番付近	1948年7月7日	第1次都施行
第2地区	新宿区2丁目付近	1948年4月15日	第1次都施行
第3地区	文京区旧教育大学東側付近	1948年4月20日	第1次都施行
第4地区	墨田区錦糸町南側付近	1947年12月28日	第1次都施行
第5地区	品川区五反田駅付近	1948年2月13日	第1次都施行
第6地区	大田区大森駅東側付近	1948年4月20日	第1次都施行
第7地区	大田区大森駅東側付近	1948年4月20日	第1次都施行
第8地区	渋谷区渋谷駅東側付近	1948年9月27日	第1次都施行
第9地区	新宿区新宿駅西側付近	1948年4月15日	第1次都施行
第10地区	豊島区池袋駅東側付近	1948年8月14日	第1次都施行
第11地区	北区王子駅付近	1948年7月24日	第1次都施行
第12地区	大田区蒲田駅西側付近	1949年11月11日	第2次都施行
第13地区	豊島区大塚駅付近	1949年5月23日	第2次都施行
第14地区	板橋区下板橋駅北側付近	1949年5月23日	第2次都施行
第15地区	江東区亀戸駅南側付近	1950年10月2日	第2次都施行
第16地区	江東区亀戸駅北側付近	1951年3月2日	第2次都施行
第21地区	新宿区早稲田鶴巻町付近	1950年9月7日	第3次都施行
第24地区	文京区駒込神明町付近	1950年9月5日	第3次都施行
第25地区	墨田区押上駅付近	1952年5月22日	第3次都施行
第26地区	品川区大井町駅付近	1950年8月21日	第3次都施行
第30地区	杉並区高円寺駅付近	1950年6月26日	第3次都施行
第31地区	豊島区巣鴨駅付近	1950年9月21日	第3次都施行
第32地区	豊島区駒込駅付近	1951年4月6日	第3次都施行
第33地区	北区赤羽駅付近	1950年8月31日	第3次都施行
第34地区	荒川区日暮里駅北側付近	1950年12月7日	第3次都施行
第37地区	板橋区大山東町付近	1952年4月21日	第3次都施行
第40地区	新宿区戸山ヶ原付近	1951年5月17日	第3次都施行
第41地区	大田区蒲田駅東側付近	1952年5月22日	第3次都施行
第42地区	豊島区巣鴨駒置所付近	1954年2月11日	追加、都施行
麻布組合	港区麻布六本木付近	1947年6月9日	組合施行
谷端組合	板橋区板橋駅東側付近	1947年6月9日	組合施行
西大久保組合	新宿区西大久保一丁目付近	1948年7月7日	組合施行
新宿組合	新宿区歌舞伎町付近	1947年11月1日	組合施行
恵比寿組合	渋谷区恵比寿駅付近	1947年7月2日	組合施行
新井組合	中野区新井薬師付近	1948年9月7日	組合施行
田端組合	北区田端駅付近	1948年3月13日	組合施行→都施行

設定し、住居地域内外を区別し、地区内に含むべき施設を列挙し、標準形を示しているが、『全国戦災標準』には「標準地区」がなく、復興地区、工区の設定方法について言及し、居住密度を目的的に1ヘクタール100~150人を標準としている。これは急務である復興に向けた事業実施マニュアル的な記述となっており、平時の設計標準である『1933年標準』との大きな相違点となっている。

次に、『第2設計』の構成を見てみると、『1933年標準』が、【1総説】【2街廓及画地】【3緑地、小学校、その他】【4換地】であるのに対して、『全国戦災標準』では、【1総説】【2近隣住区計画】【3道路】【4街廓】【5画地】【6公園緑地】【7公共建築物その他特殊施設の敷地】【8換地設計】と大幅に項目が増えているが、新規に追加された【近隣住区計画】では、単位地区について、学校や児童公園の配置と合わせて記述されていて、『第1地区及び工区』を補足するものとなっている。【道路】は、『1933年標準』では、都市施設関連をまとめた【緑地、小学校、その他】内の小項目であったものが、中項目として取り上げられ、道路幅員、配置について記述されてい

表2 区画整理設計標準まとめ

名称	1933年標準	全国戦災標準	東京都案(1)	東京都案(2)
出典	「都市計画調査資料及計画標準に関する件」内務次官通牒	「復興土地区画整理設計標準」戦復士第104号戦災復興院次長通牒	南保賀「東京都復興土地区画整理事業の構想に就いて」新建築	南保賀「都市復興と区画整理の構想」新地館
年代	1933年7月20日	1946年7月4日	1947年4月	1947年11月12日
構成	《第1地区》 【1標準地区】 《第2地区》 【1総説】 【2街廓及画地】イ 街廓 ロ 画地 【3緑地、小学校、その他】イ 緑地 ロ 小学校 ハ 小売商店街 ニ 其他 【4換地】イ 計画 ロ 土地の評価	《第1地区及び工区》 《第2設計》 【1総説：4項目(イ~ニ)】 【2近隣住区計画：5項目(イ~ホ)】 【3道路：4項目(イ~ニ)】 【4街廓：6項目(イ~ヘ)】 【5画地：2項目】 【6公園緑地：7項目(イ~ト)】 【7公共建築物その他特殊施設の敷地：3項目(イ~ハ)】 【8換地設計】	《1戦災の程度》《2復興区画整理面積》 《3今回の復興土地区画整理事業の狙い》 《4設計方針》 【1総説：4項目(イ~ニ)】 【2近隣住区計画：5項目(イ~ホ)】 【3道路：5項目(イ~ホ)】 【4画地】 【5公共建築物その他の特殊施設の敷地】 【6公園緑地：7項目(イ~ト)】 【7公共建築物その他特殊施設の敷地：3項目(イ~ハ)】 【8換地設計】	【総説：4項目(イ~ニ)】 【1国民学校区計画】 【2土地利用計画】 【3区画割街路、及び街廓】 【4画地】 【5公共建築物その他の特殊施設の敷地】 【6換地設計】
標準地区等	《第1地区》 【1標準地区】 住居地域内外、地区内に含むべき施設の列挙 成るべく近隣公園を画する	《第1地区及び工区》 地区の区分なし、復興地区の設定方法 居住密度1ha100~150人におおまかに設定	<記述なし>	<記述なし>
総説・設計方針	《第2地区》 【1総説】 民有地の減歩率は25%以内を以て目途とする 必要に応じた風致地区、空地地区、高度地区及、後退建築線制度、路線的商業地域の設定、住居地域内外別の設定  二住居地域内 小学校、商店街、幼年公園及幼児公園の配置計画/官公衛、市場等の特殊建築物の計画がある場合の考慮/位置、地貌より画地の等級を決定。 幹線道路を除いて通過交通にならないように系統を定める/ 道路幅員は6m以上(主要道路から分岐し3街区以上続かないもの4m迄可)/公園、社寺、史蹟、眺望池等は、鑑賞広場を設け、遊歩道を計画する/袋道は空地のある住宅地の終端部、広場、避難通路を設ける場合は可	【2近隣住区計画：5項目(イ~ホ)】 イ、国民学校を中心とする人口約1万人を収容する地区をもって近隣住区とする ロ、国民学校敷地約2ha、地区の中央近く、交通頻繁な街路に面しないハ、住区内人口1人当たり2㎡以上の児童公園を配置ニ、住宅を主とする地域は、近隣住区に2~4箇所程度の小売商店街を計画 ホ、浴場、郵便局、診療所等の敷地の配置を考慮	【2近隣住区計画：5項目(イ~ホ)】 <全国戦災標準と同じ>	【1国民学校区計画】 800~1200人の学童数/国民学校の敷地1~1.5haが標準/通学距離500mを限度とする/国民学校を地区中央に選定し、隣接して児童公園をとる。主な通学街路は緑道とし、最小幅員は15m  【2土地利用計画】 イ、小公園及廣場 都市計画決定緑地公園以外に人口1人当たり1㎡程度の小公園、誘致距離は大体250~500mとする ロ、商店地区 商店の集合の様相は地区によって異なるため、画一的設計は排除すべき 業種毎の都市の立地の仕方から同一業種の集合の仕方について説明(映画館の重要性について言及) 街路幅員は30㎡以上の場合、広場を設けて車線幅を減少すべき、逆に交通量が多く高層建築の予想されるところでは小公園の設置の重要性
道路	<記述なし>	【3道路：4項目(イ~ニ)】 <減歩率に関する記載なし> 「設計は特に都市の地方的な特殊性を活かすと共に、各地区の土地利用計画に応じて画一的にならないように努める」 「都市計画の決定のない場合は、夫々の計画標準により一応の案を作り、これに基づいて計画する。」 「これに示されていない細部の具体的計画を樹ててを本旨とする」	【1総説：4項目(イ~ニ)】 ロ 減歩率は概ね35%以内にする<本項目、ロの項目以外全国戦災標準と同じ>	【総説：4項目(イ~ニ)】 <減歩率に関する記載なし> 画一的にならないようにする <近隣住区を単位とするという記述なし>
街廓	【2街廓及画地】 イ 街廓 用途地域別・等級別で街区の長辺方向の長さを設定 鉄道、新設軌道、堤防の類に接しない 著しい斜角部分は剪除し、道路又は植樹地とすること	【4街廓：6項目(イ~ヘ)】 住宅用街廓の長辺方向は東西又は南北方向に対して20度以下 幹線街路に面する街区は、長辺を街路に向かわせ、区画割街路と幹線との交差を少なくする 鉄道、軌道、自動車専用道路、堤防、公園、公民学校敷地などに画地を接しないようにする 店舗街、長屋建が予想される街区では、裏口通路(幅員1.5~2m)を設ける	【4街区：6項目(イ~ヘ)】 住宅地用街廓の長辺方向は東西又は南北方向に対して30度以下	用途地域、建物用途、建物階数から画地の奥行きを求め、前面道路幅員を決定/街廓の長辺方向は東西方向又は南北方向に対して30度以下 ホ 区画割街路は単なる基盤割でなく、全体的に理念をもった組織ある系統立った組み方をし、市民生活の合理化と都市の美観を保つべく設計する ト 街角剪除 街角には小広場が出来る事になり、美観及保健的な価値が二次的に生まれてくる。剪除長は大きくならない
画地	ロ 画地 画地の奥行、間口、面積がそれぞれ用途別、等級別に決められている。(但し、住宅地と商業地のみ) 境界線は直通又は連続。側界線は道路境界線に直交。	【5画地：2項目】 <配置については1933年標準とほぼ同じ> 積雪地方や高緯度地方について 防火地区内の画地について	【5画地：2項目】 <全国戦災標準と同じ(東京に該当しない積雪地などの項目は除く)>	【4画地】 <全国戦災標準と同じ(東京に該当しない積雪地などの項目は除く)> 「専門的に詳しい検討が要するが、ここでは省略」

る。これは『1933年標準』では道路に関する詳細な記述は、街路計画標準に拠るのに対して、『全国戦災標準』では、本設計標準を参照すれば、内容がわかるようにしてある。

さらに、『総説』において、『1933年標準』は「民有地の減歩率は25%以内を以て目途とする」旨が記載されているが、『全国戦災標

準』では、減歩率に関する記載はなくなっており、簡略化されている。その他、細部に渡る言葉使いをとっても、「一概に定められない《第1地区及び工区》、「整理の困難な残存市街地は、…なるべく《第1地区及び工区》、「支障のない限り《第2設計》【1総説】」など、各戦災都市の状況を考慮しつつも、あまり積極的な記述とは

表2 区画整理設計標準まとめ(つづき)

名称	1933年標準	全国戦災標準	東京都案(1)	東京都案(2)
公園緑地	【3緑地、小学校、その他】 イ 緑地 公園については「公園計画標準」に依る公園面積(児童公園だけでなく近隣公園も含む)は地区面積の3%以上前庭地帯、学校農園、分区分園の施設を考慮する	【6公園緑地：7項目(イ～ト)】 小公園(近隣公園、児童公園)の面積は5%以上。 近隣公園は数箇の近隣住区につき1箇所を計画しなるべく中心部に配置。 前庭地帯、菜園住宅地、学校農園、市民農園(分区分園)、団地苑、遊園地、社寺外苑等を考慮して配置。 児童公園は幹線街路又は重要街路に接続させず、街区内に確保し、少なくとも2辺以上を道路に接続	【6公園緑地：7項目(イ～ト)】 「(追記)(ロ)～尚、1.6ha以上の近隣公園については、区画整理の確実なる見通しをつけたる上都市計画を決定する。」	
公共施設	ロ 小学校 予想人口密度に応じて、40～80haにつき1校を計画 通学距離は1km以内都市、0.7kmを中廊とする 敷地には児童公園を接続させ、合計面積は81.3以上 ハ 小売商店街 住居地域内に於いては小売商店街の配置を予想し幹線道路の沿道、停車場付近等にその位置を相すること 商店街の画地数を住宅用地画地数の1/6～1/10程度 ニ 其他 「街路に付ては街路計画標準に依ること」「公園、親賢広場及遊歩道に付ては予め周囲部に於ける建築改革の予想を樹つこと」	【7公共建築物その他特殊施設の敷地：3項目(イ～ハ)】 「官公街は原位置にとられず、適当な位置に計画する」 地下鉄、横断地下道の計画がある街路には、停車場予定地に面する街廓内に、適当に停車場入口用地を計画する 公衆便所、派出所、郵便局、公衆電話、防火貯水池の用地をなるべく総合して計画する	【7公共建築物その他特殊施設の敷地：3項目(イ～ハ)】 官公街の配置について：「東京都としては外堀沿いを公館地区として指定し、中央官街の復興はこの線に沿うて行うこととなっている。尚各区についても適当な位置を達定し、区役所、郵便局、警察署、税務署などはなるべく集中配置をなすよう考慮している」	【5公共建築物その他の特殊施設の敷地】 東京都案(1)と同じ
換地	【4換地】 イ 計画 主要幹線道路による地区分割を換地設計の単位とする 原位置を尊重して配当。原位置不可の場合、付近に配当 一宅地にならない過小宅地は低等位に配当 換地の配列は画地の標準に依る ロ 土地の評価(省略)	【8換地設計】 「換地設計並に過小宅地及過小借地の処理方法については別途通牒」	【8換地設計】 復興院より正式通牒が未だないが、さきに貴衆両院を通過した特別都市計画法を適用して、過小宅地及び過小借地の整理を行うことになっている。 1割5分までは無償減歩。	【6換地設計】 前述の通り、省略。

なっており、『1933年標準』が指定<sup>9)</sup>されるに至るようなプロセスは決して望まず、一方で遠視的とも取れる記述になっている。

こうした状況を逆手にとり、簡略化された『全国戦災標準』では、「これに示されていない細部の具体的計画を樹てることを本旨とする【総説】」、「設計は特に都市の地方的な特殊性を活かすと共に、各地区の土地利用計画に応じて設計が画一的にならないように努める【総説】」とあり、細部にわたる標準設定をせず、各地方、都市の特色が出ることを標榜する方針とした。

詳細な標準設定を避ける傾向は【街廓】【画地】の項目で街区の規模等の数値基準に顕著に現れている(表3)。『1933年標準』では、用途地域別・等級別で街区の長辺方向、画地の奥行、間口、面積が段階的に決められているが、『全国戦災標準』では、街区長辺が用途別で決められているだけで、こちらも簡略化されており、等級の段階も少ない。【画地】について、まず奥行は「平屋、2階建住宅、3階建共同住宅、5階建共同住宅」と、具体的に各画地に建つことが予想される建築を基準に設計標準が定められており、面積は住宅の密集度に応じて、最小敷地面積を指定している。このように『全国戦災標準』では、等級指定による手続きを省略し、設計者が遠視的に街区設計に取り掛かれるような指定の仕方を採用している。また、『全国戦災標準』では「積雪地方や高緯度地方について」の考慮があるが、それ以外で都市間の区別を設けていない。これは、戦災復興区画整理事業の主な対象が、中心市街地の再整備という、限られた性格を持った地域を念頭に置いた土地区画整理であったことが考えられ、先述した復興が急務の事業である点と合わせて、具体的な対象地を想定し要点を絞った設計標準を策定しようとしていた意図が読み取れる。

なお、『全国戦災標準』では【換地設計】については別途通牒す

るとしたまま、実際に通牒は出なかったため、過小宅地、過小借地の処理については各都市単位で行うこととなった<sup>10)</sup>。

#### 4. 東京都区画整理技師による区画整理の構想

##### 4-1. 東京都区画整理技師：南保賀

各都市の裁量に任される形となった『全国戦災標準』に対して、各都市はどのような設計思想を持ってこれに取り組んだのであろうか。東京都の技師たちは、東京都戦災復興計画構想から当時の設計思想と呼べる東京都独自の設計構想までを、新聞、都市計画関連雑誌や著作に発表し、内外に伝えた。本論では、数ある言説の中から、東京都区画整理課にて係長、課長を歴任した技師、南保賀の発表した論文を基に東京都独自の設計思想を整理する。南保は、東京都戦災復興事業を推進した石川栄耀と同郷で石川の後を追う様に旧制二高を経て、東京大学土木学科を1932(昭和7)年3月卒業し、東京府道路技師兼土木技師としてその経歴を始める。その後、内務省都市計画東京地方委員会主席技師、東京都市計画課長(勲任技師)兼務であった石川栄耀の招きによって、1945(昭和20)年5月内務省都市計画東京地方委員会技師に任官し、終戦直前の東京の敗戦都市計画の策定に携わった。そして、終戦から東京都区画整理課にて、実際の区画整理の実務に当たった<sup>11)</sup>。南保が東京都で区画整理の任務に当たっていた期間は、1945(昭和20)年から1947(昭和22)年の2年弱であるが、南保が関わったこの期間は事業認可に向けて、街区設計の方針を検討並びに実際の街区設計を行っていた期間であり、南保の著述はそれだけに実際の現場での設計思想が十分与されていたものと考えられる。

南保は1947年4月発行新建築第22巻第3号において、「東京都復興区画整理事業の構想に就いて」<sup>12)</sup>を発表し(以下『東京都案

表3 区画整理設計標準街区規模比較

名称	1933年標準	全国戦災標準	東京都案(1)	東京都案(2)
出典	「都市計画調査資料及計画標準に関する件」 内務次官通牒	「復興土地区画整理設計標準」戦災復興院次長通牒	南保賀「東京都復興区画整理事業の構想に就いて」 新建築	南保賀「都市復興と区画整理の構想」新地誌
年代	1933年7月20日	1946年7月4日	1947年4月	1947年11月12日
構成/内容	【街区】 等級\地域 特1級 160-200 1級 140-160 2級 120-140 3級 100-120 4級 80-100	【街区】 等級\地域 特1級 160-200 1級 140-160 2級 120-140 3級 100-120 4級 80-100	【街区】 等級\地域 特1級 160-200 1級 140-160 2級 120-140 3級 100-120 4級 80-100	【街区】 等級\地域 特1級 160-200 1級 140-160 2級 120-140 3級 100-120 4級 80-100
【画地】	住宅用地 奥行(m) 間口(m) 平均面積(m <sup>2</sup> ) 特1級 30-40 30-40 1225.0 1級 25-30 20-30 687.5 2級 20-25 12-20 360.0 3級 15-20 6-12 157.5 4級 10-15 4-6 62.5 商業用地 奥行(m) 間口(m) 平均面積(m <sup>2</sup> ) 1級 22.5-27.5 8-12 250.0 2級 17.5-22.5 6-8 140.0 3級 12.5-17.5 4-6 75.0 4級 10-12.5 4 45.0	住宅用地 奥行(m) 間口(m) 平均面積(m <sup>2</sup> ) 特1級 30-40 30-40 1225.0 1級 25-30 20-30 687.5 2級 20-25 12-20 360.0 3級 15-20 6-12 157.5 4級 10-15 4-6 62.5 商業用地 奥行(m) 間口(m) 平均面積(m <sup>2</sup> ) 1級 22.5-27.5 8-12 250.0 2級 17.5-22.5 6-8 140.0 3級 12.5-17.5 4-6 75.0 4級 10-12.5 4 45.0	住宅用地 奥行(m) 間口(m) 平均面積(m <sup>2</sup> ) 特1級 30-40 30-40 1225.0 1級 25-30 20-30 687.5 2級 20-25 12-20 360.0 3級 15-20 6-12 157.5 4級 10-15 4-6 62.5 商業用地 奥行(m) 間口(m) 平均面積(m <sup>2</sup> ) 1級 22.5-27.5 8-12 250.0 2級 17.5-22.5 6-8 140.0 3級 12.5-17.5 4-6 75.0 4級 10-12.5 4 45.0	住宅用地 奥行(m) 間口(m) 平均面積(m <sup>2</sup> ) 特1級 30-40 30-40 1225.0 1級 25-30 20-30 687.5 2級 20-25 12-20 360.0 3級 15-20 6-12 157.5 4級 10-15 4-6 62.5 商業用地 奥行(m) 間口(m) 平均面積(m <sup>2</sup> ) 1級 22.5-27.5 8-12 250.0 2級 17.5-22.5 6-8 140.0 3級 12.5-17.5 4-6 75.0 4級 10-12.5 4 45.0

(1)』、東京都の帝都復興の構想案として、『全国戦災標準』を参考にしつつ東京都の設計標準案を掲げた。さらに同年11月12日発行の著作「都市復興と区画整理の構想(以下、『東京都案(2)』)」<sup>13)</sup>を発表し、先の『東京都案(1)』を大幅に加筆する形で、「首都復興計画の構想<sup>12)</sup>」を述べている。先の論文と合わせて、これらを執筆した1947年の春から秋にかけての時期は、事業計画認可が同年12月28日に第4地区錦糸町付近から順次開始することを考えると、やはりこれらの構想は、いずれも個人の技師から発表されたものであるが、当時の実地に関わっていた技師<sup>13)</sup>である以上、セミオフィシャルな設計標準であったと考えられ、東京都の当時の区画整理における街区設計思想として、重要な位置を占めたと考えられる。

##### 4-2. 新建築誌上「東京都案(1)」

まず、『東京都案(1)』の構成を見てみると、『全国戦災標準』の《第1地区》にあたる内容はなく、《1 戦災の程度》、《2 復興区画整理面積》、《3 今回の復興土地区画整理事業の狙い》が、事業概要として説明された後に、《4 設計方針》が『全国戦災標準』の《第2設計》に該当する形となっている。「復興院にて立案された復興土地区画整理設計標準案に東京都案を加味した<sup>14)</sup>」という区画整理設計標準に該当する《4 設計方針》について見てみると、まず、項目立ては、【総説】、【近隣住区計画】、【道路】、【街廓】、【劃地】、【公園緑地】、【公共建築物その他特殊施設の敷地】、【換地設計】で、『全国戦災標準』と全く同じ構成となっている。

変更点を見ると、『全国戦災標準』までは記載されていた《第1地区》(ないし《第1地区及び工区》)の項目が無くなり、地区設定に関する記述は削除され、標準化といった発想は薄くなった。また、【総説】において、『1933年標準』に記載されており、『全国戦災標準』では、記載されなかった減歩率の記述が復活している。しかし、減歩率の目安は、『1933年標準』が20%以内としているのに対し、『東京都案(1)』では、35%以内と増加されていて、街路、公園といった地区内の都市施設割合を増やそうとする意思が見える。実際に、

【公園緑地】で、「1.6ha以上の近隣公園については、区劃整理の確実なる見通しをつけたる上都市計画を決定する」という、指定の際の文言が追加され、事業区域内での公園造成のための実効性を確保しようとしている。

他には、住宅用街区の長辺が東西又は南北方向に対してとる角度が20度以下から30度以下に基準が下げられるといった若干の変更や、これ以外での定性的な記述に変更点<sup>15)</sup>は見られず、街区、画地の規模といった定量的な記述に関しても変更点はなく、設計標準としては概ね『全国戦災標準』が継承されている。

設計標準の具体的内容には反映されなかったが、区画整理事業の位置付けとして、冒頭の《3 今回の復興土地区画整理事業の狙い》が記載されており、これによると、東京都の行う区画整理により目指す都市像として、「地区ごとに特色ある消費中心<sup>16)</sup>」を設ける必要があり、それを統制ある業種の配列と内容の実現によって計る」という方針が示されており、商業を中心とした、地区単位ごとに特色を持たせた区画整理事業を行うことを、他都市との違いとして、掲げている。

##### 4-3. 著作「都市復興と区劃整理の構想」

先の『東京都案(1)』は、『全国戦災標準』に即した形で東京都の設計思想を述べているが、南保はさらに同年11月12日発行の著作「都市復興と区劃整理の構想(以下、『東京都案(2)』)」を発表し、『東京都案(1)』を大幅に加筆する形で、「首都復興計画の構想」を述べている。この『東京都案(2)』は、『東京都案(1)』を下地として、さらに踏み込んだ定性的な記述と、具体的な空間イメージに対する設計内容となっており、発展、展開した東京都案とも言え、単なる設計標準という枠組みから展開し、具体的設計方針と取ることもできるだろう。

(1) 詳細に加筆された箇所  
『東京都案(2)』内、区画整理設計標準に該当する「第七節 今

回の復興土地区画整理の設計内容」の構成は、【総説】、【1 国民学校計画】、【2 土地利用計画】、【3 区画割街路、及び街廓】、【4 画地】、【5 公共建築物その他の特殊施設の敷地】となっている。『全国戦災標準』にはなかった新設の項目は、【1 国民学校計画】と【2 土地利用計画】の2つである。前者は『全国戦災標準』の【近隣住区計画】を受けて、国民学校<sup>17)</sup>の設置規模を述べただけであるが、後者は、『全国戦災標準』『東京都案(1)』にも記述されておらず、特に南保が重要と考える都市施設、地区について列挙され、本著作の設計標準に該当する箇所中、最も紙幅を割いて述べられている。具体的には、「小公園及広場」、「商店地区」、「浴場、郵便局、診療所保育所の配置」の3項目である。

「小公園及広場」では、駅前造成される交通広場とは別に社会広場を構想し、「最大のねらいは市民生活の封建性打破である。こゝは市民の交歓の場となり、憩ひの場とな<sup>18)</sup>ることを目指した<sup>19)</sup>」。「商店地区」では、自動車交通社会の到来に対応した商店街の在り方として、従来の路線型で幹線道路に存在するのではなく、「買物若くは慰楽の場所はゆったりした落ち付いてある所でなければならない」とし、「主要商店街は必ず幹線道路の近くであって、而も幹線を外す様計畫することとした。これは、1946年10月1日戦災復興院計画局長、建築局長通牒「戦災都市土地利用計画設定標準」の商業地域は集团的又は路線的にとる<sup>20)</sup>という内容からかなり具体的に掘り下げた方針であると言え、他にも実際の商業業態とその適正配置<sup>21)</sup>について言及し、商店街の配置の仕方について述べている。

続いて、内容に大幅な加筆をした【3 区画割街路、及び街廓】を見てみると、冒頭で「画一主義を打破」し、「今回の区画整理の結果が所謂基盤目街路が縦横に走る形式にならない」と述べられ、当時進行中であった街区設計では、意識的に基盤目状にならないような街区配列を試みていたことがわかる。

具体的な街区の規模については、『東京都案(1)』と同様、『全国戦災標準』を継承しているが、画地規模については、用途地域、「商店地区」で列挙されていた商業業態による建物用途、階数、必要前面道路幅員によって画地の奥行きを求めており、より具体的な空間イメージから標準が求められている。特に商業地域における画地の段階は『全国戦災標準』の3段階に対し、『東京都案(2)』は9段階とより詳細なものになっている。

「商店地区」では盛り場についても触れられ、上司である東京都都市計画課長石川栄耀の言葉を引用して、「家族で楽しめる盛り場」など、その背後に石川の盛り場計画の思想<sup>22)</sup>や戦前の名古屋での石川の実践<sup>23)</sup>が通底しており、石川影響下で担当部局内において目指すべき都市像の共有化が図られていたことがわかる。

また、具体的な地域的特性の差について記述はないが、「宅地の利用価を高めると同時に各箇所の地域的特性を十分に発揮する」という方針が【3 区画割街路、及び街廓】で記述されている。これは、『全国戦災標準』にある全国的な中で地域的特性の発揮というだけでなく、東京都内の事業地区においても、細かく地域的特性を生かしていく方針として評価できるだろう。東京都はその後の事業縮小によって、事業地区が点状に分散配置という結果に終わるが、各事業地区の地域的特性を生かした空間形成が志向されていたことは、その後の空間形成に大きく影響していると考えられ、さらに、

表4 戦災復興街路計画標準：隅切り標準

交叉街路	交叉角 120 度前後	交叉角 90 度前後	交叉角 60 度前後
広路及 I 等大路が相互に交叉する場合	6m以上	8m以上	10m以上
II 等大路が相互に又上位の街路と交叉する場合	4m以上	5m以上	6m以上
小路が相互に又上位の街路と交叉する場合	2m以上	3m以上	5m以上

表5 『東京都案(2)』：隅切り標準

交叉角 120 度前後									
街路幅員	幹線	補助	20m	15m	12m	10m	8m	6m	
幹線街路	8m								
補助幹線	8m	8m							
20m	6m	6m	6m						
15m	5m	5m	5m	5m					
12m	5m	6m	5m	5m	5m				
10m	0m	4m	4m	4m	4m	4m			
8m	0m	0m	4m	4m	4m	4m	4m		
6m	0m	0m	4m	4m	4m	4m	4m	4m	4m
交叉角 90 度前後									
街路幅員	幹線	補助	20m	15m	12m	10m	8m	6m	
幹線街路	12m								
補助幹線	12m	12m							
20m	10m	10m	10m						
15m	8m	8m	8m	8m					
12m	6m	6m	6m	6m	6m				
10m	0m	5m	5m	5m	5m	5m			
8m	0m	0m	5m	5m	5m	5m	5m		
6m	0m	0m	5m	5m	5m	5m	5m	5m	5m
交叉角 60 度前後									
街路幅員	幹線	補助	20m	15m	12m	10m	8m	6m	
幹線街路	15m								
補助幹線	15m	15m							
20m	12m	12m	12m						
15m	10m	10m	10m	10m					
12m	8m	8m	8m	8m	8m				
10m	0m	6m	6m	6m	6m	6m			
8m	0m	0m	6m	6m	6m	6m	6m		
6m	0m	0m	6m	6m	6m	6m	6m	6m	6m

この消費・商業を重視した東京都の方針は、副都心たる駅前拠点開発に絞ったとする西山<sup>24)</sup>の見解とも結果論的ではあるが、符号している。

(2) 追記された美観という概念

さらに『東京都案(2)』では、これまでの設計標準では明文化されていない概念として、美観について触れている。具体的には、【3 区画割街路、及び街廓】において、「区画割街路は単なる基盤割でなく、全体的に理念をもった組織ある系統立った組み方をし、市民生活の合理化と都市の美観を保つ如く設計する」として、街角剪除(街区の隅切り)について述べている。隅切りの目的は、「自動車交通都国消防自動車の為街角を剪除するのであるが、これに拠り街角には小

広場が出来る事になり、美観及保健的な価値が二次的に生まれてくる<sup>25)</sup>として、隅切りを大きくとることで、隅切りによる交差点空間を小広場空間として積極的に利用しようとした。こうした隅切りを大きく取ることで、小広場の空間を生み出そうとする試みは戦前関東震災後の帝都復興区画整理事業でも用いられた手法である。しかし、帝都復興区画整理の隅切り標準<sup>26)</sup>では、幅員 6m 未満の街路では隅切りを設けなくてよいことになっているが、『東京都案(2)』では、地区内の区画街路にまで細かく標準を設けている仕様となっており、隅切り標準を用いた小広場空間の創出について、より詳細かつ徹底した設計標準の展開を見せている。

また、隅切り標準について、戦災復興期の他の設計標準と比較しようすると、『全国戦災標準』には隅切りの標準について記述がない。そこで、戦災復興街路計画標準内にある街角剪除標準と比較<sup>27)</sup>してみると、交差角毎の記述自体は分類も同様であるが、幅員差による細かい基準が『東京都案(2)』では設けられており、短いもので 2m、概ね一回りずつ『東京都案(2)』が大きく隅が切られる標準となっている(表 4、5)。

5. まとめ

本研究は、設計思想の発露としてその根幹を成す設計標準並びに東京都案の分析を行い、単一事業の大々的な全国展開という戦災復興事業の設計標準が抱える標準化と地域の固有化の相克問題の一端を明らかにした。

具体的に明らかになった点は、①区画整理技術として、標準化が図られた『1933 年標準』に対して、『全国戦災標準』は、マニュアル型設計標準、地域の固有性重視という名の基準緩和が行われた点、これに対し、②東京都では、石川栄耀の影響下で、消費・商業の重視、いわゆる基盤目街区によるグリッドパタンの否定、都市美観としての広場の造成、隅切り交差点における積極的な広場空間利用等が試みられた。これらに基づき、事業地区毎の地域的特性を生かした空間形成が志向され、画一的な都市空間の回避が標榜された点が東京都の街区設計の思想の根底にはあると言える。

今後の課題としては、東京都におけるこうした独自の設計標準に基づいた実際の街区設計造成の実態解明、東京都以外の地方都市において、独自の設計標準、設計方針などの有無から、全国実態としての戦災復興区画整理事業の街区設計思想の解明などが挙げられる。

参考文献

- 1) 鶴田佳子他 1 名：土地区画整理設計基準からみた制度創設期における土地区画整理設計の考え方に関する研究，日本建築学会計画系論文集，第 535 号，pp. 171-178，2000. 9
- 2) 池添昌幸他 1 名：旧法記土地区画整理事業における街区標準及び画地標準と換地処分時の計画実態 旧法規における地方先進型土地区画整理事業に関する計画史的研究 その 1，日本建築学会計画系論文集，第 500 号，pp. 119-126，1997. 10
- 3) 池添昌幸他 1 名：旧法記土地区画整理事業における街区標準及び画地標準と換地処分時の計画実態 旧法規における地方先進型土地区画整理事業に関する計画史的研究 その 2，日本建築学会計画系論文集，第 516 号，pp. 107-114，1999. 2
- 4) 堀正浩他 1 名：土地区画整理事業の計画設計標準の変遷とその適用—金沢

- 5) 石田頼房：日本近代都市計画の展開，自治体研究社，2004
- 6) 越次明：東京の都市計画，岩波新書，1991
- 7) 波多野憲男：東京戦災復興における組合施行土地区画整理事業、「東京 成長と計画 1868-1988」，東京都立大学都市研究センター
- 8) 石丸紀興：都市計画地方委員会議事速記録を通しての東京都区部の当初戦災復興計画に関する研究，日本都市計画学会論文集，No. 23，pp. 517-522，1988
- 9) 西成典久：東京戦災復興区画整理事業にみる広場状空地の出自とその背景に関する研究，日本都市計画学会論文集 No. 42-3，pp. 409-414，2007
- 10) 杉田早苗他 1 名：市区改正期から戦災復興期までの公園・緑地計画標準に関する研究，ランドスケープ研究 No. 65，pp. 763-768，2002
- 11) 杉田早苗：市区改正期から戦災復興期までの街路計画標準とその背景思想の変遷に関する研究，ランドスケープ研究 No. 67，pp. 629-632，2004
- 12) 天野光一他 1 名：戦災復興街路の計画設計思想に関する研究，日本都市計画学会論文集 No. 23，pp. 511-516，1988
- 13) 山口聡一郎他 1 名：戦災復興事業における美観道路の設計手法と設計思想，土木計画学研究 No. 15，pp. 905-912，1992
- 14) 南保賀：東京都復興区画整理事業の構想に就いて，新建築第 22 巻第 3 号，pp. 28-35，1947
- 15) 南保賀：都市復興と区画整理の構想，新地館，1947
- 16) 建設省：戦災復興誌第 1 巻，建設省，1991
- 17) 東京都建設局区画整理部計画課：甦った東京 東京都戦災復興土地区画整理事業，東京都建設局区画整理部計画課，1987

- 注 1) 収束計画の総面積。参考文献 14) pp. 182-187 参照。
- 注 2) 例えば、参考文献 4) p. 183
- 注 3) 戦災復興時点での区画整理の設計に対する考え方として、「戦災復興誌」上では、「区画整理の設計は都市計画として決定された都市計画施設(地域、街路、公園、緑地等)の実現を図る」「結局区画整理の設計とは街廓の設計と画地の設計とに大別される」とあり、画地の設計が宅地利用の増進、街区の設計が地区の計画を担うよう位置づけられていることがわかる。
- 注 4) 事業認可後、多くの地区で数回の設計変更を経て、麻布組合 1952(昭和 27)年 12 月 26 日を皮切りに換地処分が行われ事業完了していき、1970 年代中盤には多くの地区が換地処分完了する。
- 注 5) 参考文献 14) p. 258 1.4-7
- 注 6) 参考文献 1) 鶴田(2000)によると、『1933 年標準』が規定される以前は各都市で独自の標準を設ける。公式標準が出る前の試案などを採用していた。
- 注 7) 比較にあたって各文献の章立て、及び数値についてはアラビア数字表記に統一した。
- 注 8) 代々幡地区は組合施行で 1948(昭和 23)年 9 月 7 日に事業認可されるが、その後実施されずに解散したため、本表からは除いた。
- 注 9) 『1933 年標準』によって戦前期に確立する区画整理設計技術のプロセスについては、参考文献 1) 鶴田ら(2000)参照のこと。
- 注 10) 換地設計基準の指定有無は都市によってまちまちで、名古屋では指定された(戦災復興誌編集委員会：(名古屋)戦災復興誌，p. 185-187，1984)が、東京では指定されないまま実施に至った。参考文献 15) pp. 188-191 参照。
- 注 11) 参考文献 13) において、「今回の復興都市計画は復興土地区画整理事業によりその実施を計ろうとするものであるから、復興土地区画整理の理念は以上述べた都市計画の構想を織り込んで行う (p. 95 1.5-6)」といった具体的な方針についての記述もあることから明らかである。
- 注 12) 戦災復興計画の構想については、1946(昭和 21)年 11 月に発表された東京都建設局「東京復興都市計画概要」があり、こちらの計画概要は担当部局がまとめたもので、関係機関へ説明するために使われた。この計画内には、当時の法規にはなかった特別地区など制度新設されることを期待して、独自の方針を示した。詳しくは、堀内亨一：都市計画と用途地域制 東京におけるその沿革と展望，西田書店，1978 年参照。
- 注 13) 実際に参考文献 13) p. 104 1.7-8 において、「今回の区画整理の結果が所謂基盤目街路が縦横に走る形式にならないのを不審に思ふ方も相当ある様であるが」とあり、本著作が設計上で執筆されていることがわかり、この点からも本著作が東京都のセミオフィシャルな設計方針を示した設計標準としてその内容が保障されていることを示すものである。
- 注 14) 参考文献 12) p. 30 1.23-24

注 15) この他の小さい変更点としては、『全国戦災標準』に記載されているが、東京都には該当しない積雪や高緯度地域に関する記述がない。

注 16) 注 11) 内、東京都建設局「東京復興都市計画概要」において、それまでの用途地域にはない、特別地区として消費観興地区を指定する等もしている。

注 17) 国民学校は 1941(昭和 16)年国民学校令(勅令第 148 号)に基づく初等教育学校で、1947(昭和 22)年 4 月 1 日施行学校教育法(法律第 26 号)によって廃止された。参考文献 13) 出版時には国民学校は廃止され小学校に切り替わっていたことから、執筆時期は、『全国戦災標準』の通牒された 1946 年 7 月以降、1946 年度中と推測される。

注 18) 参考文献 13) pp. 98-99

注 19) 実際のこのような構想の下で造成された小広場の実態については、参考文献 8) 参照のこと。

注 20) 「2 商業地域 イ 商業地域は、停車場前その他交通の要衝及び公館、事務所、商店、娯楽機関等の集中を予想される区域については、集团的又は路線的にとる。」となっている。引用元：参考文献 14) p. 86

注 21) 具体的には、「ホテル—公園の傍、料理店—横通り、卸売店—交通幹線、自動車店—商店街に入り込むべからず、公共建築物—商店の隣りにあるべからず、生鮮食料品店—日照の関係等が考へられる。……特に映画館に就ては重要であり……」となっている。参考文献 13) p. 101

注 22) 石川栄耀：皇国都市の建設，常磐書房，1944

注 23) 石川栄耀による戦前期の名古屋市での区画整理の取り組みについては、参考文献 1) 鶴田ら(1994)が詳しく、この中で石川によるグリッドプランを批判した有機的設計の実践について述べられている。

注 24) 西山康雄：「危機管理」の都市計画—災害復興のトータルデザインをめざして—，彰国社，2000，p. 131-134

注 25) 参考文献 13) p. 113 1. 1-2

注 26) 帝都復興区画整理事業時の設計標準については、下記参照。

伊部貞吉：土地区画整理に於ける区割割と宅地の利用，都市問題，第 10(4)号，pp. 89-122，1930

伊部貞吉：土地区画整理論(三)，建築雑誌，43 卷 527 号 pp. 1-73，1929

注 27) 区画整理設計標準における隅切り標準と街路計画における隅切り標準は、いずれも同じ隅切りではあるが、対象が若干異なることが、設計標準の詳細さの違いとなっていると考えられる。街路計画標準で扱われる隅切りは基本的に幹線・補助幹線街路といった街路計画にて扱われる街路を中心に標準が設定され、区画整理設計標準で扱われる隅切りは、これら以外の区画道路において詳細に隅切り標準が設定されている。

(2008年12月10日原稿受理，2009年7月22日採用決定)